

日本学生支援機構「第二種奨学金」の継続貸与について（休学中の学生対象）

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、その休学期間の活動が有意義であると認められた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

つきましては、休学中の貸与を1年間継続することを希望する学生は以下をご確認いただき、「休学时奨学金継続願」を提出してください。

(1) 対象学種：学部・大学院の「第二種奨学生」のうち現在ボランティア活動等が理由による休学者

(2) 対象学年：全学年

(3) 対象者の要件：次の①～③の全てを満たす者

①2020年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2020年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※2020年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※申請時において既に復学し、2020年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※2021年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

③②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者※「社会的献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

(4) 提出書類：「休学时奨学金継続願」

(5) 提出期限：2021年1月8日（金）

※まだ、当該活動を行っていない方（2021年3月までに活動を開始する者）についても、提出期限までにご提出をお願いします。

※上記期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

(6) 提出先：学生部奨学課（郵送での提出も可能です）

◎郵送時：〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1

早稲田大学学生部奨学課「日本学生支援機構奨学金 担当者宛」

(7) 貸与期間活動を開始した月から最大1年間

(8) 提出等にかかる留意点

①活動内容を選択のうえ、活動内容詳細欄に次の2点を記載してください

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」
- ・「奨学金の継続が必要であること」

②断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として認められた場合は、貸与を受けることができます。

③対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます。

④活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学時奨学金継続願」の活動期間及び休学期間に基づき、活動期間終了年月の翌月から休止となります。

以 上

問合せ先：学生部奨学課
kikou-tantou@list.waseda.jp